



流山市監査委員告示第10号

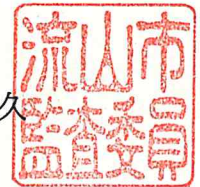
令和元年度定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年6月17日

流山市監査委員

菅生

泰久



流山市監査委員

坂巻

儀



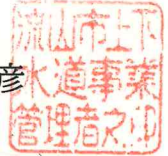


第4号様式

流水経第304号
令和3年3月30日

流山市監査委員 様

流山市上下水道事業管理者 志村 誠彦



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
上下水道局 経營業務課	意見	備品を管理する規定等が整備されていなかった。 正確な資産把握の観点から、規定等の整備を検討された い。	令和3年4月1日付で「流山市水道事業及び下水道事業会計規程」の改正及び「流山市上下水道局物品管理事務取扱要領」の制定を行いました。今後は、この規程及び要領に従い適切に備品の管理を行っていきます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。